

知のデジタルアーカイブに関する研究会(第3回)議事録

1. 日時：平成23年6月8日(水) 13:30～15:30
2. 場所：三田共用会議所 3階 大会議室
3. 出席者(敬称略)
 - (1) 構成員
新麗、安達文夫、入江伸、大内英範、大場利康、岡本明、小川恵司、
加茂竜一、杉本重雄、大向一輝(武田英明構成員代理)、田中久徳、
常世田良、鳥越直寿、丸山信人、水谷長志、宮澤彰、盛田宏久、山崎博樹、
八日市谷哲生
 - (2) 有識者
岡本真(アカデミック・リソース・ガイド株式会社 代表取締役/
プロデューサー、saveMLAK プロジェクトリーダー)、
別所直哉(ヤフー株式会社 CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)
兼法務本部長)
 - (3) 総務省・文部科学省
(総務省) 原政策統括官、武井大臣官房審議官、松田情報流通行政局情報流
通振興課統括補佐
(文部科学省) 高尾文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室専門職
4. 議事
 - (1) 災害とデジタルアーカイブ
 - (2) その他
5. 議事録

【杉本座長】 それでは、定刻となりましたので、知のデジタルアーカイブに関する研究会(第3回)会合を開催いたします。

本日はご多忙な中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は植

村構成員、神門構成員、田良島構成員が所用によりご欠席と伺っております。それと、武田構成員もご欠席でありますけれども、大向先生にかわりにおいでいただくと伺っております。

それから本日、ゲストプレゼンターといたしまして、岡本真アカデミック・リソース・ガイド株式会社代表取締役、それから別所直哉ヤフー株式会社チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼法務本部長にご出席いただいております。本日はどうもありがとうございます。

また、3月に震災がございまして、かなりこの会合も間があいたんですけれども、本日は熱い議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず議事に入る前に、配付資料の確認及び本日の議事進行について事務局よりお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 お手元の資料でございますけれども、まず議事次第がございまして、資料知3-1、新先生の資料でございます。資料知3-2、大場構成員の資料でございます。資料知3-3、常世田構成員の資料でございます。資料知3-4、水谷構成員の資料でございます。資料知3-5、岡本真さんの資料でございます。資料知3-6、ヤフー、別所さんの資料でございます。最後、資料知3-7、事務局側の提出資料でございます。

以上でございます。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

先ほども少し申しましたけれども、第3回の研究会につきましては、3月23日に予定しておりましたけれども、今回に延期させていただきました。それで今日は災害とデジタルアーカイブということで、これから構成員、それからゲストプレゼンターからのご発表をお願いしております。その後、まとめて意見交換ということで進めたいと思います。

時間の関係で、ご発表いただく方々にはまことに申しわけないんですけれども、時間厳守で、先にお願したように10分間ということでお願いいたしたいと思っております。そうすることで、できるだけ後ろでの議論に時間を多くとりたいたいと思っております。

それでは、早速議事に進みたいと思います。

第1番目として、新構成員よりお願いいたします。じゃ、どうぞよろしく願いします。

【新委員】 I I Jイノベーションインスティテュート、新でございます。よろしくお願いたします。着席させていただきます。

本日、災害とデジタルアーカイブというお題をいただいたんですけれども、もともとこの会議の場で一度、クラウドとデジタルアーカイブということで機会をいただく話がございましたので、デジタルアーカイブというか、災害に関して、クラウドというのは新しい技術ですけれども、これがどんなふうであったかということ、今日簡単にご説明したいと思います。

まず、改めて申し上げるまでもないんですけれども、最近言われているクラウドサービスは、コンピューティングの資源を所有していることから、利用のほうへ移行しようという大きな流れです。この場合のコンピューティング資源は、一般的に定義されているものとして、ネットワーク、サーバ、ストレージ、アプリケーション、サービスとざっくりと構成されています。

これも一般的に言われていることなんですけれども、クラウドの特徴的な機能としては、必要に合わせて自動的に利用できる、構築をしなくても、欲しいと思ったときに、最近ではウェブインターフェース等が多いですけれども、幾つかクリックをしていきますと、すぐその場で使えたり、あるいは1日、2日すると使えるようになったりということで、非常に早く使えるようになるという部分がございます。

それからプラットフォームがマルチであることが多く、PCであったり、携帯であったり、スマートフォンであったり、あるいは最近いろんなデバイスから使うということが一般的になっています。

それから、サーバやストレージの設置場所は意識しないというのは、実はこれが、いわゆる物を所有していた時代からホスティングという時代があって、それからクラウドになったときに結構大きな差だと思うんですけれども、ホスティングと言われていたときには、どこのデータセンターにどのデータを置くということは結構意識されていたんですが、最近ではクラウドの場合は、あまり設置場所は意識しないのが大きな違いになっています。

それから、例えばストレージが少し大きくなってきたので、もう少し増やしたいというようなときに、もちろん大きなものを買わなくても、またそれもクリックでという感じになりますけれども、拡大・縮小が可能となっています。

それからもう一つ、リソースがどう使われているかですとか、最適化ですとかがどうなっているかということ、ちゃんと公開しなさいと言われていています。

お使いいただいているほうからは、あまり意識がされないかもしれないんですけれども、クラウドというのは事業者側からすごく大きな変化がございまして、いわゆる各組織、大

学、あとは企業の中に置いていらした時代というのは、各組織のいろんなニーズをお伺いしてつくって、それに合わせてカスタマイズもして、サポートもそのニーズに合わせてという形で、オーダーメイドのシステムでした。

これがクラウドになりますと、事業者側がもうサービスを決めてしまって、それを選んでいただく。そういう意味では、いわゆるオーダーメイドから、商品がお店に並んでいるものを買うような形にクラウドというのはなっているのが、大きな差であろうと思います。これは事業者側から見ますと、各組織の方が所有されていたものが、今度は逆にデータセンターの側に大きな設備を持つという形になります。それでもともと事業者、こちらはそれぞれの組織の所有だったものが、データ丸ごと、組織者として非常に大きくなる、事前にたくさん準備しておくということが起きます。

これは最後に、今回の災害と非常に関係があるんですけども、もともとそういう意味で、リソースを事業者がたくさん持っていたということが言えると思います。

クラウドのメリット・デメリットも結構いろんなところで言われていますので、簡単にご紹介したいんですけども、導入コストが安い。それからハードウェアの運用はもう全く手を放していただける。それから機器の更新というのを、4年に1回とか5年に1回とかと大抵は考えていかれると思うんですけども、それをもう少し。機器の更新自体は事業者側で請け負いますので、それに関しては特に考える必要もなく、追加等も機能という形での追加が容易と言えると思います。

それからデメリットとしては、先ほども申しましたけれども、オーダーメイドではなく商品を買うというイメージですので、機能に制約がある場合が多いので、ぴったりしたものが見つかるかということ、それはいろんなケースによる。それからデータを外へ置くということについてのリスクはもちろん、皆さん大変検討されていると思うんですけども、これをどう考えるかということになってきます。それから事業者側がすべてを持ちますので、障害時に対応できることというのが限られてきて、自分で手が出せないことのもどかしさ感というものも、やっぱり1つデメリットとして挙げられると思います。

という意味では、クラウドというのはこういうサービスになってくるわけですけども、今回の災害時においてクラウドがどうであったかということなんですけれども、まず先ほども申しましたように、設備上で余剰リソースというのが大体ありましたので、それを使う形で、いろんな形でサポートをさせていただけた部分もあると言われていました。

実際どういうところでお役に立てたかということなんですけれども、まず被災地で、電

力ですとかネットワークインフラが被害を受けた地域では、全く役に立ちません。これはもうどうにもなりませんでした。

それと一方で、インフラとしてはあったり、あるいはデータが救われた場合に、情報発信サイトに対して非常に負荷が上がった場合、例えば福島県さんの放射線データが非常にアクセス数が多くなって、サーバにつながりにくくなりましたといったときに、クラウドのほうでデータをお引き受けして、アクセスを分散させるということが随分ありました。これはクラウド事業者で、中でも外でもそれぞれの連携がいろいろありまして、お互いに見直したりですとか、それから、こちらからなるべくそういう集中するところに積極的にコンタクトして、負荷分散ということの対策を、随分ボランティアベースでもやってまいりました。

それから被災地外、東京もいろんな意味で影響を受けた地域でもありますけれども、一応災害に強いことを念頭に置かれて設計されたと言われるインターネットですけれども、日本においては全停止という事態は起きませんでした。これは東京大停電がなかったとか、あるいはクラウドのリソースが停電のなかった東京の地域にあったりですとか、弊社の場合、実は大阪にあったりするんですけれども、たまたま影響を受けない地域でしたので、そういう意味では情報交換とインターネットは、何となく今回は強かったんじゃないかとは言われていたんですけれども、決定的にここがとまると困るところに影響がなかったというのが現実です。それからインターネットによる情報交換は、Twitter、Facebookをはじめ、非常によく行われていました。

それから計画停電に関してなんですけれども、これも一部やはり大学ですとかが計画停電に入り、サーバが維持できないということで、クラウドに移行ということは随分考えていられた方も多かったようです。これもやっぱり実際にクラウドの設備が、その計画停電の影響範囲外であったというラッキーな場合においては結構有効でしたので、関西のほうに移行するですとか、あるいは広島、九州といった方面にデータを移すという動きは随分ございました。

一言でクラウドと災害を語るのは非常に難しいですし、もちろん紙も万能ではないですし、デジタルアーカイブも万能ではないんですけれども、クラウドシステムが災害に対してどうかということに関して言えば、一応クラウドというのは、どこか1つが落ちてもほかのところでバックアップするということは、もともと考慮して設計をしていますので、サービスといった面では、継続性は比較的高いと言えるのではないかと思います。

ただし、システムが非常に巨大ですし、それから共有している部分、共通部分も多いです。災害に限らずなんですけれども、小さな障害があってもそれに対する影響範囲は非常に広がりますので、それはリスクとコストとをどう考えていくかということになってくると思います。

最後になりますけれども、現状のクラウドサービスはデジタルアーカイブとどういう関係にあるかというのは、ちょっと私見なんですけれども、このクラウド基盤にあるネットワーク、サーバ、ストレージがほぼクラウドとあって、データセンター等に大きく準備されている状態というのが、今一般に日本でよく言われているクラウドサービスです。その上にももちろん、このサービスというのが非常に広がっているんですけれども、アーカイブといった場合には、おそらくこのアプリケーションの部分が充実してこない、使いやすいものが出てこないであろうと思われま

す。今クラウドのサービスの中で、まだサービスとアプリケーションというのはかなり不足してしまっていて、そういう意味では、原料はネットワーク、サーバ、ストレージとあるんですけれども、それを組み合わせたいい商品が、まだたくさんは出てきていないという現実がありますので、こういう場で皆様のお話し合いの中で、サービスの部分、デジタルアーカイブに合うようなサービス、あるいはアプリケーションのガイドラインのものをつくっていくというのは、非常に意義があると思われま

す。それからこういう形で皆さんの共有になりますので、定型化ですとか共有化、もちろんメタデータ基盤というものをここで共有していくということでは、クラウドというシステムは非常に有利であろうとは思いま

す。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

それでは早速なんですけれども、続いて大場構成員にお願いいたしたいと思いま

す。

【大場委員】 国立国会図書館関西館の大場です。 それでは、今日は震災とデジタルアーカイブを巡ってということで、次のスライドになりますが、4つのテーマについて簡単にお話をしたいと思います。一番大きいのは、2番目の記録・記憶の重要性を見詰め直すというところが中心になりますけれども、それに付随して、幾つかのテーマについてもお話をしたいと思います。最後のエネルギー問題等については若干補論的な感じになりますけれども、これも簡単に触れておきたいと考えていま

先ほどのクラウドの話とも関連すると思うんですけども、今回の災害、震災では、デジタルデータそのものが被害を受けるというケースも多数ありました。特に問題になると思われるのが、社会基盤としてやはり重要なデジタルデータというのが災害によって失われた、あるいは非常に危機的な状態に陥ったという事例があると思います。1つは自治体の行政情報あるいは戸籍のような基本的なデータです。

あるいは医療機関においてはカルテが最近デジタル化されていますので、こういったものも非常に危機的な状態に陥ったり、病院によっては失われた分もあるかと思います。

あるいは企業、金融機関に関しては、帳簿類とか、さまざまほかの文書類も含めてですけども、こういったものがどンドンデジタルに移行していったときに、紙であればもしかしたら残ったかもしれないけれども、サーバが水でやられたために、データ自体が救えなくなってしまったというケースは、おそらく多数あったのではないかと考えております。もちろんこの会議のテーマであるデジタルアーカイブ自体も、おそらく被害を受けたものもあるのではないかと思います。

今回のような広域災害の場合、サーバとかバックアップデータ、こちらをもし2重化していたとしても、例えば同じ建物であったり、あるいは大学なんかでも同じキャンパスの中程度では、やはり同時に被害を受けてしまうということはあったかと思います。この辺は非常に今後考えていかなければいけないということで、多分先ほどのクラウドの話なんかがこれから議論として生きていくのかなと思います。

データの分散そのものも必要で、バックアップデータを分散して配置したりといったことも必要だと思うんですけども、同じ機関の中であれば比較的楽ですけども、お互いにデータを持ち合うとか、あるいはクラウドで置いた場合に、セキュリティの問題等も含めてこの辺をどう考えていくのかということが、今後課題になるのではないかと考えています。

先日海外に出張に行ったときに、ハワイ大学の見学もしたんですけども、ハワイ大学も水害でやられたことがあって、あそこもキャンパス内でいろんな建物にサーバを分散して、危機分散をとっていたんですけども、やはりキャンパスごと根こそぎやられたということです。今はハワイ大学のいろんな島に分けて、1つの島の1カ所ではだめなので、複数の島単位に分けて、バックアップをとっているというようなお話を伺いました。そういった対策が今後必要になるだろうと思います。

次に、今回の大きなテーマとも思うんですけども、記録・記憶の重要性を見詰め直す

ということで、今回の震災の後、災害の記録あるいは記憶というんですか、個人の記憶も含めて、それと防災、あるいは災害が起きたときに被害を減らすための減災、こちらについての関係というものが、非常にあちこちで議論されたと思っています。

特に今回被災した地域は、津波に関しては明治と昭和の初期に大津波があつて、「此処より下に家を建てるな」というような石碑があちこちに建っていたにもかかわらず、その記憶は失われてしまって、今回災害が起きたときに、やはり防ぎ切れなかったというところがあります。そのところが非常に今後のことについては考えるべきところかなと思います。石だったら簡単にはなくならないはずなのに、それでもやはり忘れられてしまうということが起こったということです。

一方で、吉村昭の『三陸海岸大津波』のように、今まで半分忘れられていたような作品がもう一度見詰め直されて、いろんな方が再度読み直すということが起こっています。

特に今回は、阪神・淡路大震災の記録が非常に注目されたと思います。電子データで、中井久夫先生の「災害がほんとうに襲った時」という、これはもともとみず書房で出ていたものだと思いますけれども、こちらはデジタルデータでホームページ上で公開されて、非常に話題になりました。震災のときに、ある意味現場の指揮官としてというか、指導者としてどのように中井先生が活躍されたかということ、自分の記憶をもとに書かれたものですが、こんなようなものが話題になったかと思っています。

あとは神戸大学附属図書館の震災文庫ですね。我々は図書館なので図書館を取り上げましたけれども、神戸に関しては人と防災未来センターも重要な役割があると思っています。あとはマスメディアですね。神戸新聞なんかもやっています。

ここでちょっとご紹介しておきますけれども、この岩田書院から出ている『阪神・淡路大震災像の形成と受容－震災資料の可能性－』という本が、非常にこの辺の関係では重要かと思っていますので、もしよろしければ、皆さんごらんになっていただければと思います。ちょっと回覧をします。

と言っている間に時間がなくなってしまうかもしれませんが、次は国立国会図書館の取り組みですが、我々としては被災地の自治体等のウェブサイトの臨時収集を行いました。こちらのほうは、ふだんは3カ月に1回、年4回収集しているんですけども、最初の段階では毎日、途中からは週1回という形で収集をしています。そのほか海外の機関とも連携していますが、それは後ほどご紹介します。

あとは各種文献、情報の提供等やっていますけれども、あとは国内のさまざまな機関が

同様に、いろんな情報を集めようということで活躍されています。詳しいご紹介は省きますけれども、ここに挙げたような、現地あるいはほかの離れた機関も含めていろんな試みがされています。ヤフーに関しては、後ほどおそらくご紹介があるかと思っています。

あとは今後、震災そのものではなくて、復興過程の記録というものも重要になってきますので、それをだれがどうやって担うのかということは、考えていかなければいけないなと思っているところです。

阪神・淡路のときにはパソコン通信が結構話題になりましたけれども、今回の震災はやっぱTwitterとmixi等のソーシャルネットワーク、こちらが非常に重要な役割を果たしたと言っていると思います。デマが流れたということもあるんですが、実際に人の助けになった部分も多々あるかと思っていますので、これをどうやって残すのかというのは非常に大きな問題です。

共有して長期アクセスを保証していくためには、とにかく相手が多様だということです。地図情報も含めていろんなものが流れています。デジタルもそうですし、アナログのものも、壁新聞だったり掲示だったりチラシ、あるいはミニコミのようなものもあるかと思います。さらに各種の観測データのようなものも、今後は保存していく必要があるでしょう。こういったものを、だれが何を持っていて、どうやって集めるのかということを整理していく必要があると思います。

海外ですけれども、まず一つが、インターネットアーカイブが取り組んでいるものですが、Archive-Itというサービスを使って、日本の震災についてのウェブサイト、あるいはビデオ、ブログなどを集めています。これにはヴァージニア工科大学とか我々も協力いたしまして、いろんなものを集めています。

次に出てきますハーバード大学のライシャワー日本研究所のプロジェクトが、現在システムを構築中ですが、インターネットアーカイブとも協力しながらいろんなウェブサイト等を集めています。こちらのほうはいろんな方々から、どういうものを残すべきかというようなご意見をいただきながら、その対象を集めているという状況です。

今後ですけれども、こういった日本国内のさまざまな動き、あるいは海外のものも含めてですけれども、どうまとめていくのかということがだんだん重要になってくると思います。やはり現地、被災地の復興にどう生かしていくのかというところを考えていかなければいけないと思いますし、実際震災に遭って、自分が生きてきた基盤というのが失われてしまったときに、自分たちの記憶というものをどう取り戻していくのか、そのためにこう

いったアーカイブをどう役立てていくのかということは、非常に大きな問題だと思います。

その一方で、次の被害を起こさないために数百年後まで何とかして伝えていく、そのための仕組みというのをどうするか。そしてそのためには、やはり常に生きた記憶にしていかなければいけないということだと思います。そのためには、例えばマスコミであるとかメディア関係、それから研究者、そういったアーカイブを使う人たちというものを、どうこれから育てていくのかということも課題になると思っています。

あとは海外ですけれども、先ほど言ったとおりにインターネットアーカイブ等で、海外で蓄積された情報もありますので、こういったものをどう共有していくのかというのと、それから日本でしたら、アーカイブが海外における災害について貴重な教訓になると思いますので、そういったところの情報発信も含めて考えていく必要があるだろうというところを考えていきたいと思っています。

最後は余談に近いというか、今回の本論とは外れるとは思いますが、図書館屋的にはエネルギー問題について今後考えていくときに、いろんな関連情報等も含めて議論していくための基盤というものが必要なかと思っています。これも広い意味でのデジタルアーカイブの課題かなということで、ちょっと簡単に一言だけつけ加えさせていただきます。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、私の発表を終わります。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。ほんとうに駆け足で申しわけないんですけれども、とにかく続けて進んでいきたいと思っています。

それでは、常世田構成員からお願いいたします。スライドを使われないので、その場ということでよろしくお願いします。

【常世田委員】 資料知3-3をごらんいただきたいと思いますが、図書館や博物館、美術館という、今回の発表でも多くあるのは資料の保存とか補修とか、そういう話になりがちなところがあるんですけれども、図書館の本来的な機能という、情報提供であります。

特に被災地、被災者への直接の情報提供というものが、非常に鋭く問われたということなんではないかなと思うんですけれども、その中で、今回私がいただいたテーマとしては、アーカイブに対しての意識がどう変わったかというようなご依頼がありましたので、図書館員、特に公立図書館員の意識がどう変わったのかという切り口で、少しお話をしたいんですけれども、アーカイブも含めてデジタル系の情報提供ということについては、一般的

にその必要性があるという議論はある程度あったんですけども、いわゆる一般的な公立図書館の職員の意識としては、まだまだという意識があったと思いますが、今回の震災が起きた結果、被災地への情報提供ということで非常に意識的に議論が巻き起こりました。

そういう意味では今回のことを通じて、図書館が市民、利用者に対しての情報提供を行うときのデジタル系のサービスということ、明確に対象化できたんじゃないか、その辺が非常に大きいことだったんじゃないかなと思います。一部に詳しい人間が取り組んでも、それはなかなか組織的な公的なサービスとして実施することは難しいわけで、広く図書館員の意識が変わったということではないかなと思っています。

具体的に言いますと、その文章を後ほど読んでいただければいいんですけども、遠隔地の図書館から被災地への情報提供というような議論が盛んに、災害が起きた直後から起きたということでもあります。それはライフラインの復旧が一息ついて、復興ということが議論されるようになってから、特にそういう傾向があるんですけども、情報が重要だという議論が盛んにあるわけです。例えばテレビでのそのような議論を聞いていても、情報提供の担い手についての議論はほとんどないわけです。

雰囲気としては、現場の行政が行うべきであるというような雰囲気での議論はあるわけですけども、これはもう、少し考えれば無理なことはわかるわけで、もう現場の行政の職員は肉体的にも精神的にも限界に近づいていて、とても個別的な市民に対する情報提供などというのは、ほとんど不可能な状態にあるということでもあります。そういう意味では現場主義というのは重要ですけども、何でもかんでも現場主義というのは非常に大きな問題があるだろうと思うわけです。

遠隔地の図書館からデータを提供するメリットとしては、技術的にいろいろなハードルはあるんですけども、まず一番重要なのは冷静に情報提供ができるということです。現場から離れていますので、非常に冷静に取り組める。

それから図書館というのはそもそも、レファレンスサービスというような情報提供サービスを日常的に行っていますので、日常の業務の中で行えるということです。それから多数の図書館が分担してこの情報提供に当たるわけでありますので、事務量の分散化が図れる。1カ所に集中するわけではない。

それから特に関西の図書館では、阪神・淡路のときのさまざまな情報の蓄積があります。震災文庫というようなものをつくっている図書館もありますし、職員自体が被災者であって、被災地で必要ないろいろな情報や体験を持っているということがあります。

私も大阪市立の図書館の職員と話したときに、本人も1カ月半、被災者として生活したんだというようなことがありまして、ぜひ今回の被災地に対してもいろんな情報提供をしたいと、個人的にも意欲を持っている。具体的に言いますと、被災地での生活の質の向上です。食器を汚さないで食事をする方法とか、給水車からなるべく多くの水を運ぶためにはどうすればいいとか、トイレの問題とか、あらゆる生活上の問題に対してのノウハウというものが実際に存在している。

それから医療、健康情報、こういうものも被災地では重要になっている。それから復興のときに重要なのは、やっぱりビジネス情報です。ビジネス支援を行うような情報。あるいは免許証を流されちゃったんだけど、車を運転しなきゃどうにもならん、そういうときに法的な問題はどうかというようなこと。つまり法的な情報提供、こういうものを遠隔地から情報提供できないかということなんです。

これについては文化庁の会議でも提案させていただいて、多くの権利者から賛同をいただいて、基本的に被災地限定で、被災地の図書館が復興するまでの間の期限限定で、自由に図書を例えばコピーして、ファックスなりデジタルでメールで送っても構わないという同意をいただいているわけでありまして。そういうことが、特に公立図書館の中での議論として巻き起こっていたというわけでありまして。

これは阪神・淡路のときと比べると、その違いがはっきりしてくるんですけども、やはりあの当時は、そういうサービスを考えるまでのところには技術的に届いていなかった。それから先ほどお話ししましたように、公立図書館の中でビジネス支援サービスとか、法律情報のサービスとか、医療、健康情報のサービスという、ひっくるめて課題解決型サービスと言いますけれども、こういうものも、この10年の間にかなりの図書館で取り組むようになってきたという、サービス自体の情報提供の中身の変化というのがあります。

このメディアと情報の中身が相まって、今回の災害が起きたときに、アーカイブも含めて情報提供するというような意識に、きちんと対象化されるような形になっていたんじゃないかなと思います。

実際国会図書館のアーカイブも、ほんとうは最近の本までもしアーカイブ化されていたら、今お話ししたような遠隔地からの情報提供は、もっとスムーズにできたんじゃないか。これは長尾館長みずからそうおっしゃってございましたけれども、公共図書館の職員は広く感じていることではないかなと思います。

しかし課題も一方ありまして、これだけ遠隔地の図書館が、いつでも質問してほしいと

いう準備をしたんですが、図書館協会から被災地に支援隊を送り込んで、そこでもチラシ、パンフレットを何百枚もまいたんですが、実際に質問が来ていません。これはやはり東北地方の図書館は大変残念ながら、図書館にいろんな分野の質問をするというようなことがなかなか実施できていなかったと。

やっぱり大都会中心でレファレンスサービスというものが発達してきていますので、そういう意味では被災地に直接図書館員が出かけて行って、「おばあちゃん、何か困ったことない？」とか、「社長さん、会社を復興するために必要な法的情報は何？」とか聞き出して、そしてその図書館員がそれぞれ得意な図書館に問い合わせをして、情報を引き出して、必要な被災者に情報提供をするという、情報の仲介を行う情報ボランティアのようなものも、必要があるのではないかなと思っております。図書館の力をほんとうに発揮できるいいチャンスなんですけれども、まだハードルは幾つかあるかなという状況であります。

以上です。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。では、水谷さん、よろしく願います。

【水谷委員】 近代美術館の水谷と申しますけれども、今日は震災復興といわゆるMLA、あるいはMLA連携ということで、若干お話ししたいと思います。

4月23日の土曜日なんですけれども、「緊急討議 東日本大震災被災支援とMLAKーいまわたしたちにできることは」という、緊急のミーティングを開きました。会場は学習院大学であったわけなんですけれども、なぜこのタイミングでこういうテーマの緊急討議が開かれたかといいますと、この主体は、私の後に発表される岡本さんが代表をされているsaveMLAKというグループなんですけど、4月23日のこの土曜日の午後というのは、日本アーカイブズ学会の年次大会が予定されていました。

ただ残念なことに、この時間帯に招待講演をされるベトナムのアーキビストの講演が、急遽中止になったと。で、時間があいたわけなんですけれども、3・11の震災以降、私あるいは関係者は、MLAKいずれの機関にとっても、今回のこの大きな災害というのは関連することであるから、個々にではなくてMLA連携して、この問題に対処するようなミーティングを、いずれ開かないといけないという思いがありました。

そういう意味では幸いというか、不幸中の幸いなんですけれども、4月23日、日本アーカイブズ学会にお願いして、およそ1時間半、90分の緊急討議を開くということを、そのsaveMLAKというプラットフォームにおいて広報した結果、ここに挙がっています

ように、日本アーカイブズ学会から、アート・ドキュメンテーション学会その他、非常にたくさんの学協会が参加されて、当日は400人の出席者、そして100人のUstreamの視聴者が参加したということです。

90分のプログラムというのはどのようなものかといいますと、MLAKの展開、Kというのは公民館なんですけれども、それはsaveMLAKの代表である岡本さんから発言がありまして、それ以降、M、L、A、Kということで、ミュージアム・サービス研究所の山村さん、そして今ご発表されましたJLAの常世田さん、それから国文学研究資料館の青木さん、国立教育政策研究所の神代さん、そして文化庁の文化財レスキューから栗原さんということで、極めて限られた時間帯ではありましたが、それぞれのM、L、A、Kがどのようにこの3・11以降の事態を乗り越えるかということ、ともかく顔を合わせるといふことを含めてミーティングを開いた。ここからいろいろなM、L、A、Kにおける、この震災を乗り越える動きの一つが始まったと考えています。

次の資料は、savemuseumからsaveMLAKの流れを、山村さんが当日用いたスライドを再録したものです。「ミュージアムの課題：リストがない！」とか、「saveMLAK：Mの現在と今後」というようなことを述べられて、これもMにおける震災復興、あるいは事態の解決の課題を端的にまとめたプレゼンテーションとなっています。このときのそれぞれの発表者の配付資料は、ほぼsaveMLAKのサイトに再録されていますので、ご興味のある方はぜひお読みいただきたいなと思っています。

ちょっと先を急ぐんですけれども、例えば5月30日、朝日新聞の朝刊、それから夕刊にこのような記事が載っています。「思い出を守れ 富士フィルム 写真の洗い方伝授」、あるいは「仙台筆筒 思い出よみがえれ」。こういった報道は、極めて最近多く見られると思います。すなわち震災復興がある程度日がたった段階で、みんなが寄る辺ない状況の中から立ち上がる、ほんとうに頼りにするところは、先ほど大場さんのお話にもありましたけれども、記憶と記録であると。特に被災地における地域の記憶を守って残すというような活動が非常に重要であるという報道が、繰り返し行われています。

その残す最も重要な対象物というのは、被災地における地域資料であると、その報道は伝えているように思えます。地域資料とMLA、あるいはKも含んでですけれども、この関係というのは、実は震災の前からいろんな局面で言われていました。例えば、全史料協と呼ばれる全国歴史資料保存利用連絡協議会といったようなミーティングにおいても、ライブラリーとアーカイブ、あるいはミュージアムも含んだMLA連携において、地域資料

を保全していくということが討議されています。

そして、ここに紹介した長谷川伸さんという方の報告においては、地域資料の収集・保存・活用とMLA連携ということで、蔵書資料としての地域資料情報のネットワーク、あるいは地域資料の科学的な保存管理、レファレンス技術・知識の共有・連携を提唱というようなことが、その地域資料とMLA連携というキーワードで語られていますし、あるいは昨年の全国図書館大会においても、資料保存の分科会において、地域資料をめぐる図書館とアーカイブというミーティングが開かれているということがあります。

今日、この被災状況の中で、地域資料をよみがえらせる、あるいは保全していくことが非常に重要だということが、繰り返し報道されていますけれども、それを救うのがやはりMLA、あるいはMLA個々ではなくて、トータルに連携しながら、この地域資料を保全していくことが重要だということが提起されているように思われます。

あるいは、この日経新聞は5月14日、松岡編集委員がsaveMLAKの取材をされていますし、その中でも「被災地の記憶 デジタル保存」ということで、非常に重要な指摘をされているということも含めて、震災と地域資料、そしてMLAKの連携というのが、今後の重要なキーワードになっていくと思われます。

これは逆に言うと、この過酷な状況の中でMLA、あるいはKが個々に復興するということは非常に難しい。であるならば、融合的な一つの組織という形で地域資料を今後継承していくシステムというのをつくっていかないといけないのではないかと思っていたところ、『敗北を抱きしめて』のジョン・ダワーさんのインタビューが朝日新聞に載りました。「すべてを新しい方法で、創造的な方法で考え直すことができるスペースが生まれる」と。震災とか大きな災害の後にこういうスペースが生まれる。「しかし、もたもたしているうちに、スペースはやがて閉じてしまうのです」。

ここでダワーさんが言われるスペースというのが、私は被災地における地域資料を守るMLA、あるいはKの組織のスペースであるように思われてなりません。そしてそのスペースが今、新たな形で新たなビジョンでMLAKのスペースをつくる可能性が、歴史の教訓においてあるのではないか。しかしながら、もたもたしているうちに、そのスペースはやがて閉じてしまうと。そして歴史の節目だということをしっかり考えてほしいと、ダワーさんがインタビューの中で言われるんですけれども、まさにその状況は、ダワーさんの指摘のとおりであると思われます。

すなわち、ここでダワーさんの言われるスペースというのは、今までの個々のMLAを

超えた、MLAKの連携を踏まえた地域資料の記憶、記録を残す、新たなビジョンを構築していく可能性を我々は担っていく必要があるのではないかという意味において、我々は歴史の局面に立っていると感じます。

最後ですけれども、今週末、6月11日にアート・ドキュメンテーション学会の年次大会を開きますけれども、その中でおよそ1時間、「3・11から3か月－MLAの被災と復興－」ということで、東京国立博物館から「文化財レスキューの現状と課題」、それから文化庁から「文化財レスキュー事業への支援要請」、MLAKの中でMを担当されている山村さんからのレポートがありますので、短い時間ですけれども、ご関心のある方はぜひ参加していただきたいなと思います。

短いすけれども終わります。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

では駆け足の続きで、続きまして岡本さんからお願いいたしたいと思います。

【岡本氏】 本日はこのような場にお招きいただき、ありがとうございます。岡本と申します。アカデミック・リソース・ガイドという会社をやっております。あわせて、先ほど水谷先生からご紹介がありましたsaveMLAKプロジェクトというものの、一応プロジェクトリーダーというのをしております。一応と申しましたのは、我々は、資料のほうで235名、本日今確認したところで239名がメーリングリスト上に参加し、専門的な技能を提供してもよいと申し出てくださっているボランティア、最近少しはやってきている言葉で言えば、プロボノの方が約100名ということで、総勢300名ほどで活動しております。

しばしばオフラインで、このようなリアルに対面する場というのを持つんですけど、日本全国、あるいは世界中にメンバーが散らばっておりますので、基本的にはネットワーク上を介した関係ということで、対外的に通りをよくするために、一応私がプロジェクトリーダーと名乗って、必要があるときだけ組織ふうに見せるというふうにしているにすぎません。ですので、非常に組織だったものではなく、ボランティアな人間のネットワークだとご理解いただければと思います。

既に水谷先生が触れられていますのであまり繰り返しません、私どもの活動はウェブや報道を通して現地の被災状況、ミュージアム、ライブラリー、アーカイブズ、公民館の被災状況をきちんと把握する、集約するということが主になっております。

このような情報を集約することによって、特に図書館関係の企業の方なんかによく会う

んですが、彼ら、彼女らが初動体制を組んで現地に駆けつける際に、我々のつくったリストが役に立ったという評価、あるいは図書館等の復興作業において何が必要になるかということ、かつて国内において大地震を経験している地域の図書館員、ライブラリアンからの情報提供が大いに役に立ったという声が寄せられています。

それ以外に私どもの活動の特徴としては、情報支援、間接支援というところに非常に力を入れている、直接的な支援というだけではなく、そういうところに力を入れているということと、現地に私自身もおとといぐらいまで行っていたんですけど、現地になるべく入って、御用聞きをしてくるというような活動をしております。

今日の話の趣旨は私としては、この「災害を継承・防止するための使われるデジタルアーカイブに向けて」ということで、私どもが提案している、この後お話しいただく別所さんのヤフー株式会社等にもお願いをさしあげている事柄について、幾つか紹介をしたいと思います。

まず、アーカイブの意義ということですけど、今回の震災において少なくとも図書館の救援という点において、先ほど大場さんからも紹介がありました、神戸大学附属図書館がやっている震災文庫というのは非常に役に立ちました。どのように阪神・淡路大震災で被災した図書館が復旧したか、復旧計画を立てたかという資料が、既にデジタルライズされてウェブで公開されている。あるいは今回我々が急遽依頼をすることによって、神戸大のほうで至急著作権処理をして、それを公開してくださるということで、そこから我々が役に立つ情報を抜き出し、ウェブ上にアップするという形で、現地の方々には徐々に情報を届けていくという活動ができたのではないかと思います。

神戸大学のあの震災文庫に行かれたことがない方のほうが、むしろ多いと思いますけれど、附属図書館の中に実際に部屋がありまして、ここでごらんいただくように、パソコン上で見ることもできますし、インターネットからアクセスすることもできます。そして現物そのものもきちんと保存しているというような形になっています。

震災文庫の例に見るように、次の災害に向けて今の災害をきちんと記録しておくことというのは、極めて有用であろうと考えています。大きく言えば、研究、教育という点でもさらに有用性は十分認められると考えていまして、今回既にさまざまな研究機関、あるいは民間企業が取り組んでいるアーカイブ事業の意義の一つとしても、防災研究をきちんとこの経験に基づいて行っていくことで、100年後、あるいは1000年後の災害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限に食いとどめるための工夫をするために、デジタルアーカ

イブというものをつくっていくという大きな意義があろうかと思えます。

そしてもう一つ、私は別の活動で神戸市の震災支援に当たっている方と一緒に動いているんですが、やはり神戸市の経験なんかを伺いますと、あるいは今回でも気仙沼、釜石、宮古市田老地区のような、もうもともと津波自体は想定していて、さんざん予行演習もしてきたところ、それでも甚大な被害を受けたわけですけど、しかしそれでも防災教育をとにかく徹底することしか、被害の拡大は防げないという声が聞かれます。

神戸の場合、さまざまなその当時のもの、例えば炊き出しに使ったかまですとか、避難所に張られたビラのたぐいまで収集して、それを震災を直接経験していない子どもたちにさわせる、見せるという教育を通して、震災に対するリアリティーを持ってもらうという活動をしています。ですので、その現物自体を収集すること、そしてそれをデジタル化していくことの意義というのは、大いにあるかと考えています。記録することによって記憶を風化させない、あるいは記憶を忘れないために記録をすること、それが次なる安全へとつながっていくのだと考えています。

しかし一方で課題も感じています。さまざまなプロジェクトが立ち上がっています。ここに挙げたのは比較的メジャーなものですけど、私がいろいろこの後申し上げるお願いについて会ったデジタルアーカイブ関係者は、もう10以上あります。ヤフー、あるいはグーグル、防災科学技術研究所などが、デジタルアーカイブづくりに取り組んでくださっています。

ただ一方で乱立状況にあると言えます。そしてもう一つ、二次利用に対する懸念もあるんですが、まず乱立してしまうことについて、これ自体は正直、ある意味一面では好ましいことだと思っています。しかし、このように複数のデジタルアーカイブにさまざまな情報が点在すると、後日使いにくくなることが必定であろうと思われれます。

これは既に過去、国立国会図書館が取り組んでいる取り組みに倣ったものなんですが、さまざまなデジタルアーカイブがそれぞれの主体性において構築されることは、大いに歓迎であろうと思いますが、データの仕様、仕組みに関して一定程度の共通化を図り、簡単にだれもがそこからデータを一括して取り出せる、すべてのデジタルアーカイブをいわば横断して検索し、一括して表示できるような仕組みづくりというものが必要であろうと思っています。私どもではこれを東日本大震災デジタルアーカイブポータル構想としまして、現在予算等の工面をして、私どものほうですべてのデジタルアーカイブを横断、検索できる仕組みを提供することを考えております。

あと1点、二次利用の壁というものを突破しなくてはならないと考えております。これは既に、神戸大学附属図書館の震災文庫の担当者たちからも伝えられているんですが、震災文庫の場合、二次利用を基本的に歓迎はしているんですけど、その都度、権利者に対して確認を行わなくてはならない資料もあります。しかし残念ながら、もはや当事者と連絡がつかない、つまり16年たった結果、使えないデジタルアーカイブになり得る可能性があるという危険性が指摘されています。

今回、私どもでは神戸大学のスタッフの助言を受けまして、「あなたの撮った貴重な写真が永く利用されるために」という提案を行っています。つまり二次利用を現時点において既にあらかじめ許諾をしてほしい、そして可能であれば、何が営利目的で何が非営利目的の利用なのかということも極めて判別しにくいので、あまり営利、非営利といったところでの線を引かないでほしいというお願いをしております。これはヤフージャパン様——実はヤフージャパンは私の前職なんですが——やグーグル様、あるいはせんだいメディアテーク様等をお願いをしております。

このような形で2点、技術的な仕様の部分、あるいは法制度的なある種の仕様の部分、仕組みの部分を中心に解決を図っていくような社会的な仕組みをつくっていかないと、災害とデジタルアーカイブということを考えてときに、今後100年、1000年という単位での防災の研究、あるいは防災の教育というものが果たせないのではないかとこのことを懸念しております。本日の討論でその点が皆様と意見を交わせればと思っております。

以上です。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、別所さんからお願いいたします。

【別所氏】 ヤフーの別所と申します。私のほうから、私どもが取り組んでいます震災関連で、デジタルアーカイブ——と呼んでいいのでしょうか——のプロジェクトについて、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

もう既にご紹介いただいているのですがけれども、私どもは今、デジタルアーカイブということで、震災の前後の写真、普通の方々が撮って手元に置かれているものを、何らかの形で将来に役立てたいということで、保存するというプロジェクトを始めています。写真と撮影日時、それから写真の中に記録されている位置情報を組み合わせて、地図上にどこで撮られた写真かということを表示していくというようなことを、表示方法として考えております。

利用、あるいは写真を増やしていくことに関しては、多くの方々に声がけをさせていただいて、今日現在で1万4,000ちょっとの写真がアップされておりますけれども、もっといろんな形で集めたいと思って、個別にもいろいろなお願いはしておりますし、クローズドにしていくつもりはなくて、多くの方々と協力しつつやっていきたいと考えております。

概要としてはここに書かれているとおりです。趣旨は防災研究と復興支援という、この2点でございます。後世に向けた防災研究ということ、被災されたお客様からの思いを受けて、震災前の風景とか景色、日常のシーンを集めて保存すること、それから復興に向かっていく被災地の姿を記録していくことという、この3つを主に考えております。

地域としては、今回の震災で災害救助法の適用を受けた地域——東京都を除きますけど——を対象にしております。ここに書かれたような内容のもののご投稿を、今お願いしているということになっております。

これを設計するに当たって、いろんなことを社内で検討したのですが、投稿に際してのお願いということで、利用条件というのをこのように記載させております。「ご利用にあたっての注意」というところの一番下の3ポツのところになりますけれども、基本的には投稿される方々に、こういうお願いをしています。投稿した写真や投稿の際の記載等が、本企画の広報の目的、または非営利の復興支援の目的もしくは学術目的に限って、当社以外の第三者によって使用されることがあることについて、あらかじめご同意いただいているということと、著作権人格権は行使しないというお約束をここの中に入れて、投稿いただいております。

これを入れたのは、こういうお約束をいただくことで、これを見て、これを利用したいという方があらわれたときに、自由にご利用いただけるようにしたいと考えているからです。

クリエイティブコモンズのほうから、投稿の際にクリエイティブコモンズが使えないかという話も実はいただきました。それも検討しました。クリエイティブコモンズを採用しなかった理由は1つです。投稿する方にやはり、どういう権利形態かを選択していただくことが多分基本になると考えています。クリエイティブコモンズの定めているパターンが、今回のものに必ずしもフィットしないだろうということと、選択をするという形をとった場合に、さまざまな選択をしたいというご要望が寄せられたり、あるいは著作権はそのまま守りたいというようなご要望をいただくことも予想ができて、そうすると、結局自由に

使ってくださいということが言いにくくなると思って、利用規約をもって一括で処理をするということを前提に、このような対応をしております。

ただ、実はこれですべてが解決できているわけではないということは十分わかっております。私どもに投稿された写真の二次利用に関してはこれでカバーできますけど、二次利用する方が、その方独自の別の著作物を組み合わせて使うことは当然あって、そうすると、再度使われたものをもう一度使いたいといったときに、どの部分が自由にできるのかというのがわかりにくくなるのは当然ですし、必ずしも自由にできる保証がありません。

私どもの写真を使う限り、そういう制約なくやることをお約束いただくというところまでは、この利用規約では当然ですけどカバーできていないというところがありますので、それは限界があるということです。ただ限界はあってもきちんと、最初の二次利用のところまでは何とかカバーしたいということで、こういうお約束をいただいております。

これは一種の約款になります。私どもはこの約款が有効だと考えておりますけれども、日本の国内の民法の約款法理に基づいて、有効性というのが必ずしもその限界事例がはっきりしていないというところもありますので、チャレンジされるリスクは当然あると認識しております。

それから、このサービスの性質ですけれども、こちらのように考えております。このサービスを始めるときにいろいろ検討して、ほかの既に先行されているところ、特に防災科学技術研究所さんとかの取り組みというのも参考にさせていただいたのですが、防災科学技術研究所さんの当初の取り組みは、実はオープンなアーカイブをつくることだけではなくて、今も多分続けられていますけれども、クローズな形でプライベートな写真に残すべき記録というのも集めて、それを後から探してくださる方々に渡したいというような部分も組み込まれておりました。

私どもとしては、基本的にはすべてオープンに使っていただくということを前提に、この記録を残すというものを始めたいということがあって、そこは大分ずれがあったので、最初のところはご一緒させていただくのは難しいかなということで、独自に始めたということです。

岡本さんが言っていましたけれども、こういうものがばらばらと多数、いろんなところに増えてしまうのがほんとうにいいのかと言われると、そうではないのだろうなと思っておりますが、私どものできるだけのことを尽くしながら、先ほど言ったような形で、出口はオープンにしてほかの方に広げていく、自由に使っていただけるというようなことをし

たいと思っています。

それから、既にこれも公表していますが、先ほど言いましたように、いろんな方々とご協力させていただきたいと思っております。一般社団法人日本写真著作権協会さんのほうでは理事会で、私どものこのプロジェクトに協力いただけるというような決定をいただいておりますので、こういうお声がけをどんどん広げていって、多様なものがここに集まるようにしていきたいなと思っております。

プロジェクトの現状ですけれども、ここに書かれたようなことです。最初に発表した4月20日から投稿の受け付けだけを始めて、一定の写真がたまってから6月1日に公開を開始しております。6月3日現在のことが載っていますけれども、今日現在で1万4,000強の投稿があります。ここに書かれているような、さまざまなコメントがつけられた写真とかが投稿されてきて、こういうものがたくさん集まってくればいいかなと思っております。

左側の一番下のコメントとかを見ていただくとわかりますけれども、震災の当日の午前中に、ずっと自分の散歩したところを写真に撮って記録をされていて、それが午後2時の震災であつという間に風景が変わってしまうのですが、そのままに直前のものをきれいに記録されていたりするというのがあります。こういうようなコメントと一緒に映像というものがきちんと残って、後世に伝えることができれば、私どもとしては非常にうれしいなと思っております。こちらも例になります。

私どもとしては一応営利企業がやっておりますけれども、このサービスに関して記録しているものは、私どもができるだけの努力は払って永続的に保存したいと思っております。もちろん私どもが活動している限りは、これを続けることができますけれども、万一のことがあったようなときには、引き継ぎ手を探して、きちんと預けていくというところまでやっていくのが私どもの社会的な責務だということを認識した上で、このサービスというのは開始しております。ですので、どちらかというビジネスというよりも社会貢献の一環として、これをきちんと維持していきたいと考えてやっているというところでもあります。

簡単ですけれど以上になります。ありがとうございました。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。非常に皆様方にスピーディーにお話しいただきまして、少し時間に余裕がある状況ですが、この後続いて、事務局の松田さんからご報告をお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 お手元資料知3-7でございます。これは事務局か

ら、議論の一つの参考資料という形で提出させていただいているものでございます。「震災アーカイブプロジェクト(案)」としておりますけれども、今回デジタルアーカイブというのは、なかなか全国的に見ても進んでいないという話が発端で、この研究会もあったわけでございますけれども、今回の震災を機に、さまざまな機関によりさまざまなデータ、あるいは写真などについて、保存の取り組みが進められようとしているという状況にありまして、これも皆様からもありましたけれども、それぞれのデジタルアーカイブ、あるいはプラットフォーム間で何らかの連携がうまくできれば、統合的な閲覧や検索などができるんではないかと。

その場合には、例えばメタデータについての何らかの目安、あるいは、二次利用についての参考となるようなガイドなどといったものがあることが望ましいのではないかとということを書かせていただいているのと、あとは長期的な利用あるいは長期的な保存を考えた際には、国立国会図書館さん等、何らかの公的な機関も含めてしっかりとした連携ができる、例えば公的なポータルサイトがあつてはいかがかというようなことについて、こういった案という形でご提示させていただいているものでございます。

なかなかこれだけのメンバーが集まることもないということもありますので、こういった連携だとかということが、ユーザー、利用者にとっても、あるいはこの災害を次世代へ継承していくということにとっても意味があるのかなと思ひまして、こういった形で一つのアイデアというコンセプトということで、提出させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。今いただいた資料知3-7は、これからの議論の中で参照するものに含めることとして、議論を進めていきたいと思ひます。

ここから先、自由な意見交換と思ひます。私はお話を伺いながら、幾つか共通点、それからそれぞれ違うところというのがあつたかなと思ひますので、お話を伺いながらです。で、漏れ落ちもいっぱいあるかと思ひますけれども、過去の視点、現在の視点、それから未来の視点というのがあつたかなというのと、基盤としてこれからどう考えていくかという、その4つの視点というのを考えました。

過去という意味では、要は例えばいろんなミュージアムなり、あるいはアーカイブス、ライブラリが失われたということ。そこにあつたものをレスキューしていかないといけないですし、それからまた、個人の記録といったものも、いろいろレスキューしていかないといけない。あるいは本人に戻していくといったようなことも進めていかないといけない。

例えばそれには所在の情報ですとか、あるいは機関の情報、そういったものも含めて整備がされていれば、うまくいくであろうといったようなお話があったかなと思います。

それから現在の視点というのは、現在被災地で、どのようにしてそこにいる人たち、あるいはそこにある組織を助けていくか、そのためにどういう情報が必要か、どういう情報を提供する、あるいは情報の獲得のサービスというか、サポートしていくことが必要かといったような話題があったかだと思います。

それから未来という意味では、災害の記録あるいは記憶、それを将来に向けて残していくこと。それによってこれからの政策立案ですとか、あるいは研究開発、そうしたことに役立てていこうと。あるいは将来にわたっての現在の文化、現在の社会の記憶、記録というものを残していきましょう、そういった話題であったかだと思います。

それと、基盤といいたいでしょうか、クラウドのお話をお願いしたんですけれども、私自身、この災害のときに最初に感じたのは、とにかく物というのはなくなるということです。物という意味ではいわゆる資料というものもありますけれども、例えば役場に置かれていた、あるいは図書館に置かれていたサーバも失われたと思います。ですからデジタルであろうがアナログであろうが、とにかく物は失われた。

では、例えばそれはどこか遠くにコピーであっても、あるいはその所在情報だけでもあれば、それでかなりのものが復旧、あるいはもとには戻らなくても救えたのではないかなと感じたこともありました。そういう意味でのこういった経験をした上で、クラウドのようなもの、あるいは現在のクラウドなのか、これから先のクラウドなのかわかりませんが、そうした強固な基盤というものが必要なのではないかと思います。

それともう一つ、ハードウェアあるいは基盤のソフトウェアだけでは、あっても役には立ちません。岡本さんのお話がありましたし、あるいは国立国会図書館は以前から、デジタルアーカイブポータルというのを進められていますけれども、そういう形の入り口、それは利用者にとっての入り口でもありましようし、生産者にとっても入り口になるのかなと思います。

いろいろゆがめて理解しているところはあるかもしれませんが、過去、現在、未来というのと、それから情報の基盤という意味での視点が皆様方のお話の中にあっただのかなと、私としてのちょっとしたまとめであります。

それで、ここから先、私の手元にいただいていますスケジュール表からいくと、実は皆様方のご協力で、2分ほど手前で走っております。それでここからはぜひ、いろんなご意

見、あるいは今プレゼンをして、少ししゃべり足りなかった、言葉足らずであったと思われるようなところ、そうしたことを自由にご披露いただければと思います。いかがでしょうか。

山崎さん、どうぞ。

【山崎委員】 特に地域資料について、ちょっとコメントしたいと思うんですが、平成19年に国会図書館さんの委託を受けて、地域資料の調査を根本先生と一緒にやった記憶がちょっとありまして、そのときにデジタル化している状況というのを調べているんです。例えば古地図などは全体で7.8%、それから写真などが4.7、古文書などは8.6%ということで、これは小さい図書館も含んでの数字ですが、1割を切っている。平成19年ですから今から見れば4年ほど前ということで、今はもっと増えていると思うんですが、かなり低い数字だったという記憶があります。

これを見て思ったのは、その当時、いろんな図書館の方にもお話を聞いたんですが、デジタル化のそのものの、あまり必要性というのを感じなかったんです。いろいろな地域資料があるんですけど、ミニコミ誌とか小さいものもあるんですが、どう使われるかということあまり感じていなかった。ただ長い年代を見ると、必要な時期が必ず出てくるんですが、今回、ほとんど沿岸の図書館ではそれが失われてしまっているわけです。アーカイブをつくっていないんですから、当然ながら一発で死んでしまったということがあると思うんです。

だから、こういうアーカイブのプロジェクトの提案も、私はすごくすばらしいものだなと思っているんですが、もしこうやるときに、その必要性とそれから対象の組織の範囲です。例えば国会図書館さんとか公文書館とか、どうしても大きい組織はわりと入りやすいと思います、こういうプロジェクトを組めば。ただやはり、小さい図書館とか資料館とか、公民館もあるんですけども、そういうところになかなかそういう意識が通らない。

ただ今回、ちょうどチャンスだったのかなと思うんです。こういうものを必要だということが、失われて初めて気づくというところがありますので。それから考えると、もしこういうプロジェクトが組んであれば、なるだけ小さい図書館とか資料館などにも声をかけていく、そういうあなたたちがむしろ主役なんだというような意識を出していったほうが、私はいいのかなというのが1つ提案です。

それからもう一つは、対象とする範囲というのも、必ずしも立派な文書だけに限らないわけです。ほんとうに細かいミニコミ誌だとかチラシだとか、現状で残っている市井にあ

るものがやはり有効だということもありますので、それも1つ対象の範囲としては有効だということだと思います。ここあたりがかなりしっかり説明されていかないと、そういうものも集まってこないし、対象も狭くなってしまうのかなというのが1つあると思います。

技術的なクラウドとか、それからメタデータの問題というのは、当然いろいろここでも議論されると思いますし、そういうものは整理されやすいと思うんですが、肝心のその部分がないと、やはり非常に中央だけでやっているような意識になってしまうのかなというのは、少し懸念されますので、そこあたりをうまくこのプロジェクトを進める上でも、説明するなり理解していただくという作業が必要かなと思いました。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。今のお話、あるいはまた別の視点でも結構ですので、どなたかごさいませんでしょうか。

【岡本氏】 今の山崎さんのご意見を受けてですけど、私も非常にそれは強く同感とするところで、デジタルアーカイブ構築の事業はさまざまに進められていますけれど、いわゆる価値があるものにどうしても予算が正直つきやすいというのが実情であろうと思います。

今回非常に懸念しているんですが、例えば津波災害の大きかった南三陸町には、三陸大津波の明治以降のすべての記録が地域資料として保存されていました。残念ながらおさまっていた金庫がいまだに見つかっていないので、おそらくもう無理であろうと思われるんですが、全国的に見たらそこまで貴重な資料かということ、そうとは言えないかもしれませんが、南三陸町の人々にとってはそれは極めて重要な資料であって、今後の地域の再建のある種の糧になったり、精神的な礎になるというのがそれぞれございますので、そういったもの、文化的な価値だけではなく、その地域における精神的な支柱になるようなもの、そういう価値を持っているものについてもきちんとアーカイブの対象としていくということ、これはむしろ積極的に中央官庁のほうから指針として示していくということは、大いに重要ではなかろうかということ、実際南三陸町に行ってみて非常に痛感した次第です。

以上です。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

【入江委員】 慶応大学の入江です。僕自身もどうしていいかちょっとわからなくてというのもある、自分のところも大変だったので、動けていなくて自分で歯がゆいんですが、神戸の震災の資料は、神戸大学にあったことに意味がすごく大きいとっていて、あ

のときはちょうど文部省からの電子図書館予算も神戸大学におりていて、あそこで頑張ることができて、資料を集めることができたという事情があったと思っていまして、僕も何回か行っているんです。

もう一つ、先ほどお話もあったんですが、まだ向こうに力がないというか、復興していないという問題があって無理だと思っているんですけど、やっぱりあそこに基盤を持ってほしいと思っていて、東北大学でもいわゆる県立図書館でもいいんですけど、あそこでやっぱり具体的なアーカイブをつくっていくということは、アーカイブに対する思いが必要なので、一般的な震災アーカイブではなくて、今の震災のアーカイブをつくらないといけないので、あそこに拠点を持って行って、あそこで何かする事業をやってほしいと思っていまして、そうすると僕らもどう手伝っていいかわかりやすくなるというか。

今だとどうしていいかわからない部分があって、どこかで、MLAでもいいんですけど、いわゆる県立図書館なり東北大学なり、何らかの推進母体をつくってもらって、そこを支援するみたいな形で僕らが動けると、とてもやりやすいなと思っているんです。

以上です。

【杉本座長】 どうぞ。

【岡本氏】 すいません、立て続けで申しわけございませんが、先ほど触れなかった点にかかわるお話でしたので、ちょっと補足をしておきたいと思います。私どもが考えている、その東日本大震災デジタルアーカイブポータルでは、私どもボランティアで動いている s a v e M L A K のメンバー以外に、1つの核が東北大学の附属図書館、もう一つの核が神戸大学の附属図書館となっています。

つまりわかりやすく、神戸大学さんの経験をうまく東北大学に移転するというので、今年度に関しては、今すぐ東北大学が予算をつけることは極めて困難ですので、私どもが手弁当、あるいは各種の助成金等を得ることで、何とかしようと考えています。

しかし、次年度以降に関しては東北大学附属図書館に移管をする、東北大学附属図書館の責任できちんと回していくということに関しては、館長の野家啓一先生以下、ご同意をいただいております。おっしゃることは全くそのとおりだと思ひまして、なるべくそのある種の現地主義できちんとやっていくということは、非常に重要なことであろうと思ひます。

ただ同時に、すべてを同じ地域に置いておくことによって、次の災害でまた失われるという可能性がありますので、冒頭お話がありましたようなクラウド環境の活用等、なるべ

く分散化を図りつつ、ほんとうの中核的な拠点はどこなのかということについては、なるべく現地を尊重するということが、望ましい一つの立脚点ではないかと思います。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。まずはいろんなご意見を出していただければありがたいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

例えば私も、博物館あるいは文書館、図書館でもそうなんですけれども、いわゆる今までどうしてもデジタル化するというのは、特にそれ自身が、その本来の業務と必ずしも直結しないということで、後ろに回ってきたというのは否めないと思います。そういう意味では山崎さんが先ほどおっしゃったことと共通するんですけれども、それともう一つは、やはり例えば博物館であれば博物館資料を収集する、あるいは文書館であれば文書館の資料を収集して、それを使いやすいしていくことというのは、本来そこであるべき仕事であるとも思います。

その一方で、例えば公共図書館も含めて図書館というのは、わりと書誌データの共通化というのは進んでいて、そして国立国会図書館とのつながりですとか、あるいは地方も含めて大学図書館というのは、N I Iでの事業でもかなり共通化している。それに対してMとそれからAのほうは、なかなかそこでの共通化ということが進んでいない、そういう問題もあると前から伺っておりました。

Mの場合、どうしても自分のところにあるものでもって、そしてそこに特化したデータベースというものの、例えばエクセルあるいはアクセスを使ったりだとか、そういうツールを使ってよく、ローカルに頑張ってつくっていかれていると思います。ただ今回の震災で、そういうものも含めて全部失われちゃったんじゃないかなということを思いました。

逆に言うと、例えばそういうデータがあるだけでも、どこかで中央で持っていられれば、MあるいはAにとって大事なprovenance、来歴情報という非常に大事な情報も、ある種支援できたんじゃないかなと思うわけです。例えば瓦れきの中から何かを取り出してきたと。じゃ、それが何であったかということを、証明するための情報というのはどこか別に置いてあれば、それだけでも随分違ったんじゃないかなと。これは間違ったことを言っているのかもしれないんですけど、そんなふうにも思います。

そういう意味では、今まで置かれていた環境の中で、なかなかデジタル化というのは進まない。これからもある日突然雰囲気が変わってどんどんデジタル化が進むとはなっていないとは思いますが、ただその所在情報ですとか、あるいは資料に関する来歴の情報ですとかいろんな関連情報、そういうものというのは比較的共通化しやすいし、ま

とめて持っていることの価値というのは大きいんじゃないかなと感じました。

これは座長というより、私自身の個人的な感想ではあるんです。こうした点からもクラウド化とか、あるいは共通化というのが必要なんだろうなと感じます。

いかがでしょう。はい、どうぞ、常世田さん。

【常世田委員】 今いろいろ皆さんが発言された活動とか取り組み、そのときに一番重要なのはやっぱり専門職の問題ではないかと思います。MLAKのシンポジウムでもそういう話が出たんですけど、例えば公民館などはほとんど正規職員がいない。非正規化が進んでいる、あるいは委託が進んでいる。こういう災害があると、例えば震災が起きた直後の利用者の誘導から始まって復興に至るまで、正職員が一定程度いないというと、全く対応ができないというような。

公民館は特にひどいという話がありましたけれども、図書館とか博物館などでも似たような状況があるわけで、今日皆さんからご発言いただいたような、いわゆる新しいアーカイブをつくるとか、資料を選別するとか、新しいサービスを考えると、これは全部、素人の人数がたくさんいたからできるというわけではなくて、ボランティアや素人の方たちをコーディネートするような専門職が当然いなきゃいけないし、それからやっぱり専門的な目端がきかなければ、資料の重要度も判断できないとか、あるいは業務の優先順位も決めなきゃいけないとか、これから先の計画を立てるといことも専門職が必要だと。

そういう意味では、行革という中で専門職を減らし過ぎてしまったんじゃないか、これをどうして再構築していくのかというようなことが、問題としてあるんじゃないか。行革の総本山の総務省の総務大臣みずからが、図書館は委託になじまないというようなご発言をいただいています、やはりこの辺でそういう切り口からも、再検討する必要があるんじゃないかなと思います。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【岡本委員】 実はsaveMLAKの岡本さんのご連絡で、先週東北大学の附属図書館に行っていました。単純に言いますとマイクロフィルムの整理です。震災当日はマイクロフィルムの棚が倒れて壊れてしまい、大変なことになっていたんですが、図書館に専門の方がいらっしゃらなくて、それで実は周りに声をかけて、フィルムの専門家を8人ぐらい連れて、現地で2日ぐらい整理をしてきたんですけども、やはり大学の図書館に行ってみて思ったこととしましては、今、常世田さんがおっしゃいましたように、専門に特殊な資料に関して取り扱える方がなかなかいらっしゃらないということです。

ということで、そのフィルム等の取り扱いを仕事でやっている人たちが、ボランティアで今回行ってくれたわけですが、みんな何を言っているかという、こういうときのために実はそういう仕事をしてきたんだと言っているんです。20年、30年、こういうときのために我々はフィルムをつくったり、アーカイブをつくってきたと。でもどこからも声がかからないということです。で、岡本さんに聞いたら、あるよと言ってくれた瞬間に、みんなぱっと集まるわけです。

そういう意味でやはり、どこかがセンターとなって、国が動き出す前にでも、専門職が動けるような体制というのは必要なのではないかというのは、実はこの間行って実感で思いました。

もう一点だけなんです、やっぱり同じような相談がいろいろ来んですけど、今年、実は節電対策で、ある大手の企業がコンピューターを全部ノートパソコンに変えるんです。今月末から数千台出てきます。全部廃棄処分にするのか、ふざけるなということなんです。今何が起きているかという、この数千台のコンピューターを一度初期化して、現地に送れないかという話が来ます。じゃ、だれがそれを初期化するのか。で、現地との間をどうつなぐのか。または現地でだれが設定をするのかです。

例えばあるメーカーからは、スキャナーを100台ぐらいすぐ出していいよと来るわけです。これは海外の会社です。でもつなげないんです。なぜかという動けないわけです。動くにも、人も金もない。やっぱりこういうものをだれかが取りまとめて、現地のニーズに合わせていくというマッチングが必要なのではないかという気がします。

以上、これは個人的な感想です。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

【入江委員】 すいません、そのマッチングはどこでやったらいいんですかね。

【岡本委員】 それが実はけさもその話があって、僕のところにも、IRIという団体を今やっているの、どこかつなげるんじゃないかなと思って来てくださるんです。そのときに私が一番最初に思ったのは、やっぱりsaveMLAKの岡本さんの活動だったんです。実はあそこに挙がっているリストですとか被災状況を見ながら、あっ、これだと思って岡本さんに連絡したら、あるよと言ってくれた。例えばハードに関しては、それをつなげられるよという岡本さんからのご連絡をいただいております。

ただそれを企業が、または個人が、何百台となった場合に、どうやって動いてだれが責任を持つのか。責任体制は実はまだ不明確なんです。それが今実は悩んでおります。直近

の悩みです。

【杉本座長】　　ちょっと私のほうからの提案なんですけれども、時間もあと30分ほどございますので、最初のほうでお話しいただいた大場さんからのお話に含まれていた震災アーカイブ的なもの、これは最後のほうでお話しいただいた別所さん、あるいは岡本さんからのお話も共通するところなんですけれども、まず1つ目のポイントとして、少しここに絞って意見交換できればどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

大場さん、何かつけ加えるべきことは。かなり先ほどせかしましたので。

【大場委員】　　大体言いたいことは言えたんですけれども、先ほど話があったとおり、やっぱり現物はできるだけ現地に置くということ、これは重要だと思います。その上で、デジタルのデータをだれがどうやってつくって、それを全国的に共有できるような仕組みをつくっていくというところで、我々の役割も一定程度あるのかなと考えているところです。その中で、できるだけ国全体での分担というんでしょうか、そういったものが組み立てられればいなと思っています。

【杉本座長】　　例えば、岡本さんが先ほどおっしゃっていたポータルですね。それに関して例えば、国立国会図書館は以前からデジタルアーカイブポータルされていますけれども、そのあたりの何か関連というのはあるんでしょうか。

【大場委員】　　まだ岡本さんと連携の話はしていないんですけれども、いろいろ多分連携できることはあると思っています。既に我々が連携している図書館とか博物館とかもありますので、そういったところの情報をどうつないでいくのかというところで、いろいろできるかなと思います。

【杉本座長】　　岡本さんから何か。

【岡本氏】　　我々はどちらかというと比較的、ルールをつくって、それにいわば準じるところが増えてくれば望ましいというスタンスです。みずからそのデータを集めていくということももちろんやっていきますし、あと重要なのは、やはり現物資料の収集です。そしてそのデジタル化。その辺をうまく、ある種分担的にやっていければよいなどは考えております。

ただ、デジタルの部分だけではなく、やはり先ほども触れましたような現物資料の収集というところが、どうしてもデジタルアーカイブの話ですと、見過ごされがちかなと思っています。今回の震災ですと、特に例えば遠野市です。岩手県で後方支援基地という位置づけで、非常に活発に活動しておりますけれど、遠野市は3月11日の災害対策本部を

立ち上げた時点から、つくった文書をすべて保存しています。これは建前から言えば、公文書管理法が既に施行されているので、行政の名前で張り紙したものを勝手に捨ててはいけないはずなのですが、既に大量に捨てられているわけです。その中で遠野市は比較的きちんとした動きをしております。

これをきちんと保存しておく、そしてそれをデジタルにして、だれも見られるようにしておくということが、やはり今後、先ほどと関連しまして防災の教育、あるいは研究に欠かせないと思いますので、全体を見渡した上で何が不足しているのか、何が欠落しているのかというところを担える方が担って、それは全員が、すべての方が使えるようにするという連携のあり方が、一番望ましいのではないかなと思っております。

すいません、ちょっと冗長になりましたが以上です。

【杉本座長】 ありがとうございます。必ずしもデジタルなコンテンツだけじゃなくて、物に関するレスキュー、あるいは物に関する情報というものも含めてやっていかないとけない。そういう意味では博物館系あるいは文書関係のお話ですとか、もしどなたかご存じでしたら。

【大場委員】 ちょっと補足ですけど、やはり物に関しては、まだ目録ができていない地域資料が大量にあると思いますので、何がなくなったかもわからないというのは、非常にその地域にとって不幸なことだと思いますので、そこは何とかこの際したいと思います。そこで何か支援できることがあれば、ぜひやりたいなと思っています。

【杉本座長】 文書というと、どうしても大内先生のところに話を聞いてみようかなと思うんですけども。

【大内委員】 史料編纂所のほうでは、今回の震災に関しては、お手伝いできるところはこれから先の部分で、本所には技術職員として修理の専門家が何人かおりますので、そういうところでお手伝いできればと思っています。今何がなくなったのかわからないと、もとのものを復元したりすることが非常に難しいというお話がありました特に文書の場合、一枚モノが多く、目録をきちんととっているところは少ないと思います。しかし、史料編纂所のほうでは、明治のころから日本各地に行って、資料の複写を、今はデジタルカメラで撮りますけど、昔は書き写しをしております。

私もそのころの資料をよく見ますけれども、非常に網羅的に、例えば神社の中に入って、その神社にある文書を片っ端から書き写すというようなことをやっております、まさに今、新先生のお話を伺いながら、史料編纂所はいわば紙媒体でのクラウドだったのだと思

っていたりしたんです。そういったところで、少なくとも、昔そこに確かにこういう文書があったという証拠が編纂所にありますので、何がなくなったか、今何があるのかというところで、お手伝いできることがひよっとしたらあるのかなというのを、今のお話を伺いながら考えておりました。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。そうしますと、文書からいくと、次はMのあたりに話が行くかなと思うんですが、加茂さん、あるいは安達先生、何か、こういう機会ですので、できるだけいろんな方々から。

【加茂委員】 じゃ、よろしいですか。

【杉本座長】 はい。

【加茂委員】 私はいろいろお話をお伺いしていて思ったのは、やはり今東北で起きていることというのは、何か土地と人の間に長年にわたってぼとぼととできたような文化があって、その中に文化財というのがあったり、伝承的なものがあったりして、膨大な数がきつとあるんだと思うんです。その中で、今デジタルアーカイブスということが何ができるか、整理していく必要ってきつとあるのかなと思うんです。

つまり、どんな情報でも集めていく、残していくという考え方と、もう一つは、どう使っていくかということ的前提にして考えていく、両方ありだと思うんですけれども、1つはどう使うかということ想定しないと、なかなか使用ができなかったり、権利問題もそういうところから生まれてくる。だけど、今起きていることを残さないと、そのものずばりがなくなってしまうという状況が1つあるのかなと、ちょっと今考えていました。

あと、資料というのは1個だけで何か役に立つものもあれば、後世に複合されて初めて、新しい研究とか解釈ができてくるものもあると思うので、そういう意味で全体をどう考えるか。残すということと使うということを、どこかでやっぱり一緒くたに考えていると難しいというところが今、両面起きちゃっているのかなという気はちょっとしました。

つまり保存とそれから公開と活用というのは、もちろん一体がリンクしていればいいんですけれども、そうも言っていられないという状況なのかなと考えます。ちょっとそんなふうに今、皆さんのお話を伺っていて思いました。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

安達先生、お願いします。

【安達委員】 先ほど来、いろいろお話を聞いていて、別所さんのお話で、既に写真が1万以上集まっているということにびっくりいたしましたし、私なんかは博物館の展示で

いろいろ写真を使うときに苦労している権利関係もうまくクリアされているなど感心しました。

それと話は関係するんですが、岡本さんの話で、いろいろ乱立してきていて、横断的に検索することが大切だという話があって、こういうところにも横断検索の多分目立てでのことが、技術的な背景として役に立ってくるんだなということを考えたんですが、先ほどの写真の話に戻りますが、多くのものは名前がついているんですが、写真というのは名前がついていないことがきっと多くて、タイトルで検索することができないんです。そういうものが資料としてたくさんこれから入ってくるというときに、行く行くどのように検索するか。あるいはそもそもこういった集まった災害の記録を、だれがどのように使っていくかということを考えていくことが非常に重要なことだと思います。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。特にメタデータの話で言いますと、名前とか識別子とか、ある種来歴の情報がきちりしていないと、後々非常に困るよというお話だろうと思います。それからいろんな意味で、データベースづくりのところでも、いろんなノウハウが必要になってくるんだろうかと思っています。

それで、先ほどの岡本さんの話の中で、今遠野市で公文書がというお話が出てきたので、いわゆる現在、要は役場にあったサーバが失われて、いろんな記録がなくなって困っているという話も伺いますので、それからいくと「もんじょ」じゃなくて「ぶんしょ」のほうで、公文書館、八日市谷さんから何かお話が伺えないでしょうか。

【八日市谷委員】 文書が損傷を受けているとか、そういうお話があるということですよ。

【杉本座長】 はい。

【八日市谷委員】 当館は、被災した公文書等がについて、どういう修復方法があるかとかいったときにしていただくべく資料を館ホームページで掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

【杉本座長】 これは紙文書の補修ですか。

【八日市谷委員】 はい。デジタルとなるとちょっと何とも言えませんけれども。

【杉本座長】 例えばマイクロフィルム系とかいうと、どんなものなんですか。

【八日市谷委員】 すいません、その遠野市様でマイクロがどうなっているかの情報は私は持っていないんですが。

【杉本座長】 遠野市に限らず、いわゆる文書の保存という意味で、もし何かご存じであればなんですけど。

【八日市谷委員】 自治体の電子化も進んでいるとは思いますが、その電子的なデータがその自治体の中で、バックアップしていたとなると、先ほどのご発表の中にあっただと思いますが、バックアップも含めて損傷を受けたということもあると思います。実態がどうなっているか、知らないのですが、何とも申し上げられないんですが。

【杉本座長】 ちょうど先ほど岡本委員のお話で、東北大学のフィルム一般で、マイクロフィルムとは限らないですけど、そちらのほうの話をされていたので、その関連もあるかなと思ったんですが。

というところで、何か今まだいろんな話がいっぱい残っているかなと思うんですけども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【山崎委員】 いろいろ私も今議論を聞いていて思ったんですけど、まず役割というのがそれぞれ地方と、それから国全体、大きな組織でやるのと、やはり違うんじゃないのかなと思うんです。やはりルールづくりですとか技術標準をつくるという役割は、地方のそれぞれではできないと思います。これはやはり決めようと思っても当然ばらばらになるわけですから、できないわけです。ただやはりこれは、ある一定のところで定めていただければ、それに基づいてそれぞれの地方のいろんな機関が動くことが可能になる。

私はいろいろ今までもデジタルの仕事に携わってきて思ったのは、やはり何が例えばデジタル化を阻んでいるかということになれば、その一定の基準がない、方式、それからメタデータの技術標準がないということが一番大きいわけです。今回必要性については、大分震災のおかげといたら悪いんでしょうけど、かなり皆さんが感じたわけです。やはりこういうのは必要だったんだと。

ただ、実際にどうすればいいのかとなると、やはり動きようが今のところはないわけです。アナログのものなどいろいろなボランティアの方が、今日もお話があったようにかかわって、いろんな復旧も進んでいるところもあると思います。いろいろサポートもあると思うんですが。一方デジタルとなれば、またその点についてはこれから進まない可能性がある。

となれば、今緊急にやるべきものは、やはりそういう一定の技術標準というものをできるだけ早く定める。ルールづくりです。さっき岡村さんが言った、やっぱりできるのはその部分ですよ。それぞれであとはそれを示して、必要性を感じたところがそれに参加

できるような、要するに広報活動というのをあわせてやらなければいけないのかなと思うんです。

今の時代なので、昔ほど難しくはなくなってきた。ほんとうにコンピューターが発達してきて、小さな役場にでもスキャナー等、それからパソコンはある時代にもう変わってきていますので、そういうのから見ると、入り口のところはかなりでき上がりつつある。つまりそこから先の部分がまだ見えないので、もう入れようがないんです、持っていたとしても。ですからその部分を早く定める必要があるのかなと思います。この議論もそこにある程度集約していくべきではないかなと思います。

【杉本座長】 ある意味で、先ほど専門職がいなくなつてつらいんだという話と、少し共通するところもあるかなと思うんですが、要はある程度専門職がいなくてもできるように、標準とそれから知識の共有化を進めるべきだというお話でしょうか。

はい、どうぞ。

【岡本氏】 すいません、たまたまお呼ばれした人間があれこれしゃべるのも恐縮なんです、多分二度とない機会だと思うので、ちょっと今までの議論を伺っていて一、二点、感じるどころだけ述べておきたいと思います。

まず一つはメタデータの部分ですけれども、今までの議論に私は全く賛成でして、これは少し政策的な観点で考えますと、最近出ているデジタルカメラは、緯度、経度を勝手に入れてくれるという非常にすぐれものがあるって、防災科研さんなんかはこれを使っているんです。

これはメーカーさんの自由ですから何とも言いがたいですけど、総務省さんの取り組みだけの問題ではないと思いますが、一定のここの指針をデジタルカメラで最大限保存されるべきものは何なのかと。これはそもそもデジカメの写真の一種の仕様があるので、そこである程度埋め込まれるようにはなっているんですけど、この辺、政策的に少し強く呼びかけていくということは、1つあってもいいのではないかなと思います。

自動的に、先ほど山崎さんが言われたような、機械で、コンピューターで、ある程度処理できてしまうメタデータの部分はそこで処理を任せるということが、先ほど来出ていますような、より専門家の本質的な活用というところにもつながっていくのではないかなと思います。

あと、そのデータをどこまで残すか、残さないかという話がありましたけれど、これは私自身、ウェブの企業にずっとおりましたので、私自身は非常に答えは簡単で、残せる限

り残せばいいということだと思います。残す、残さないの判断というのは、私はやはり極めて厳しい、ある意味非常に政治的でありますし、恣意的になってしまうのではないかと。

昔のローマ帝国で、意向に沿わない皇帝は亡くなった後、名前を全部削り取るという、最高の処罰があったと聞いておりますけれど、それは政治的にも歴史的にも繰り返されていることですが、今回も記録されていない地域というのは極めて極端にたくさんあります。特に宮城県の内陸北部に関しては、震度7が襲っているにもかかわらず、あまり記録がされていません。津波のほうに行ってしまったので、このままでは、今回の地震で揺れそのものによる家屋倒壊は、実は内陸部のほうにかなり多く見られるということすら残らなくなってしまう。

こういう意味ではこの部分が重要だ、重要ではないという、我々の現世の価値観であまり判断すべきではないという気がしますので、サーバの容量等、冒頭お話がありましたようなクラウド等の技術を使っていけば、正直限界はないと言える状況にありますので、その判断というのは、後世にゆだねるという考え方がよいのではないかと思います。

ただ、そう考えていくときに、ではメタデータをどうきちんとつけていくんだというところで、この種のデータの議論は難しくなるんですが、1つ事例として考えたいんですが、アメリカやイギリスでは今、Government 2.0、あるいはOpen Governmentという流れが非常に強く出ております。

総務省さん、経産省さん等でも非常に強く進められているところですけど、アメリカの議会図書館等、世界でたしか今46ぐらいのいわゆるM、L、Aの施設が、みずからが持っている写真資料を、アメリカのヤフーが運営しているフリッカーというウェブサイト、写真共有サイトで公開し、その被写体はだれですか、いつですか、どこですかということ、一般の方々からアドバイスしていただいているという取り組みがあります。比較的 성공していますし、トラブルになるというケースはほぼ、今のところ報告されていません。

そもそもなぜトラブルにならないかといいますと、だれもあまり見ていない、ほんとうにごく一部の限られた人たちがものすごく趣味で見ているところを荒らしても、荒らすモチベーションが起きないということで、これは私もウェブのプロデューサーをやっておりますので、当然であろうと考えます。

で、今回の震災の場合ですと、基本的にいろいろなサービスを見ていても、それほどひどい状態ということはあまり見かけませんで、やはりあまりの事態のすさまじさに対して、比較的平穏な行動をとるものだなとは感じております。これが長い年月がかかっていると、

また事態が変わってくるかと思えますけれど、メタデータの話に引き寄せて言えば、データを完璧につけなくてはいけないと思ってデータを集めていく、あるいは公開していくことのハードルを高くするよりは、集めるだけ集めて、つけられるだけのデータがある程度つけた状態で、100%完璧ではない中であつてもなるべく公共財にしていくというのが、今後のデジタルアーカイブの方向性であるのではないかとともに、メタデータというものも徐々に補完していくという考えに立ったほうがよいのではないかと、本日の1日の議論を伺っていて思いました。

以上です。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。とにかくできることからやっていかないと何も進まないですよという、そんな感じかなと思えますが、またもう一つ、いわゆるクラウドソーシング的に、要は多くの人々の知恵を使いましょうというところかなと思えます。確かにほんとうにいろんなところでの写真が撮られていたりしますから、それを同定するのはどこかの機関がやるということだけでは、多分不可能だと思います。

じゃ、大向先生。

【武田委員代理（大向）】 武田の代理で参りました大向と申します。

さっきのメタデータのところにちょっとフォーカスを当ててしまうんですけども、我々もたまたま震災前から、デジタルデータというのは別にないわけではない、個々がそれぞればらばらにやっているから全体像が見えていないだけで、目録なんかもあるところというのは、基本的にはユーザーに探せるようなサービスというのは、もう個々にやっているわけなので、こういうのをもう少し見通しを立てやすくしたいなと思って、いろんなところの美術館なり文書館なりにアクセスをして、データを1回集めてみよう。

それで構造等もばらばらなんですけれども、それでもいいから一度集めて、つなげるところだけ全部つないでしまおうというプロジェクトをやっていたところに、実際に震災が起こって、そうすると今度はほんとうに、物が何がないかということすらわからないという状態に、少しでも役に立つんじゃないかと、少しずつ今興味シフトしているんです。

こういうプロジェクトを今も紹介していくと、やはりどうしても、アクセスした先の著作権ってどうなっているんですか、メタデータの著作権ってあるんですか、ないんですかとか、何までは撮ってもいいのかとか、そういった基準が定まらないために、なかなか我々も、集めました、公開しようというところに持っていけないところがあつて、そういうのがもし、ある程度のガイドラインができてくると、メタデータを一気に標準化しまし

ようというのは、すべてのやり方を一気に変えるには大変よいんですけども、そうもいえないという中で、ある種中間的なアプローチとして、何ならばよいかというところを合議できれば、かなりそのデータ共有なんかについても資するところがあるんじゃないかと考えております。

【杉本座長】 ありがとうございます。

【入江委員】 2点だけなんですけど、先ほどの岡本さんの話もあったんですが、とにかく今の震災のデータを集めるということと、これからどうするかということは全く別のことなので、そこはきちっと分けて議論しないといけないと思うんです。なので、データ基準を決めるとか決めないという以前に、とにかく集めようというのが大事なことなので、それをまずはっきりしないといけないだろうと思っています。

もう一つ、これは岡本さんにはちょうどお願いしようと思っていたんですけど、なかなか日本のボランティア的な組織のグループって、あまり組織的に信用してくれない人が多くて、大学なんかで手伝おうとすると、結構しんどくなるんですよね。できれば、県図書館とか東北大学とかいうところを前に出してくれるととても手伝いやすくなるので、そこを前に出してやってくれるといいなと思うので、よろしくお願いします。

【杉本座長】 今のは実務的なお話だったと思いますが、よくうかがう話だと思います。

【大場委員】 先ほどの大向先生のお話というのは、メタデータのある意味、二次利用のルールみたいなものを整備していく必要があるという理解でよろしいですか。

【武田委員代理（大向）】 ある意味ではそうなっております。

【杉本座長】 よろしいですか。

じゃ、あともうちょっと議論する時間がありますので、今までお話を伺っていない、どっちかといったら出版サイドのお話を聞けないかなと。丸山さん、いかがでしょうか。

【丸山委員】 本日のお話は、おそらくMLAK様のほうにかなり焦点を当ててお話をされていまして、そこについては全く異論がないです。ただ、今座長から振られた趣旨というのは多分、それについて何かあるかということと、もう一つは、別の面でいわゆる我々民間サイドについて、何かそういった震災対策をしているかどうかというお話の2つの趣旨だと思います。

【杉本座長】 ちょっと補足しますと、やはりMLAというのはある種文化財を持つわけですけども、そのもとをつくる側というのが出版社の側で、決して離れたものではなくて、連続的なものかなという意識もありまして、そういう意味で振った次第です。

【丸山委員】 かしこまりました。その点においては2つの点を触れたいと思います。

1つはやはりアーカイブの目的というのがおそらく2種類あって、その中のまた目的というのが2つずつありますので、その4つの区分に、ある程度方法論、あるいは施策というのを分けたほうがいいのかと思います。

それが何かというと、1つはやはり先ほど来出ています、歴史、文化、その記録的な保存的な要素としてのアーカイブ。これが中身は2つあって、おそらくその歴史、文化、地域の記録としての価値と、もう一つは今回の震災における直接的な記録というものが、両方それぞれ違ってこられると思いますので、それぞれの機関、役割というのを分けていくべきだと思います。

ここにおいてはやはり我々は、報道機関の一部は、その写真提供等の役割というのをなすべきものがありますが、おそらく民間ベースはあまりないだろうと思います。もう一つ実はケア、フォローという、震災の方々、今まだ10万人以上いらっしゃる、そういう方たちのためのアーカイブというのも必要になってくるだろうと思います。これはおそらく2つありまして、1つは我々が一番大事なのは、産業振興並びに民間サービスを、どう今後長期にわたってフォローしていくのかという点があります。もう一つは先ほど常世田委員がおっしゃられたような、公共的サービスのリファレンスサービス。この2つもおそらく分けないと色々な問題があると思いますので、分けて考えていくべきだと思います。

我々が関与する、その産業振興、民間的なサービスにおいては、やはり書店、コンビニエンスストアというのが、失礼ながらMLAさんよりも数が多い。並びに書店というのはご存じのとおり、600東北地区にあるうちの100以上が今回半壊以上、あるいは全壊になってしまっていて、廃業を余儀なくされる分も多々ございます。コンビニエンスストアも同様でございますが、おそらくそういった産業振興も含めた観点から、我々は震災におけるものをフォローしていかなきゃならないですし、それにおけるアーカイブという手法を使って、今後ブック・アンド・デジタルという、デジタルもリアルもそうですが、サービスを図っていくべきだろうと思っています。

もう一方で我々がやるべきことは、地域限定あるいは時間限定の中で、ほんとうに直接震災に遭われた方たちに対する社会貢献というサービスも、現在雑誌協会、書籍協会並びに出版クラブという3団体が、合同で対応させていただいているところです。ここにおいてもやはりアーカイブという問題が1つありまして、そこの利用を限定する中で、ある程

度はアーカイブする中で、例えば雑誌ですとバックナンバーをアーカイブする中で、民間において、あるいは一部公共団体様、自治体様、国のご支援をいただきながら、直接避難並びに震災に遭った方々に向けて、対象としてフォローできれば、社会貢献できればと思っている点です。

今度もう一点については全く今の民間の側とは別で、先ほど加茂委員がおっしゃった点で、個人的に大賛成でございます、おそらく今回のアーカイブのワークフローが4つあると思います。1つは収集、2番目が格納、それから3番目が利活用、4番目が運用管理。これはもうここにいらっしゃる方は、皆様ご存じの点なんです、それぞれにおいて着眼点が違ってくるといふのと、ガイドラインがやっぱり違ってこられるのかなと。

今日の焦点は、おそらく収集という点においてという議論がされていまして、それは3つあると思います。1つはやはり加茂委員がおっしゃったとおり、利活用を想定する。我々ビジネスですと、ビジネスモデルを想定するわけですが、今回の場合は利活用でも対象者がそれぞれ違ってこられますので、利活用をどう想定するかによって、アーカイブするものの手法が違ってくるといふと思います。

それから先ほど岡本様がおっしゃったとおり、すべてを入れるというこの基準も1つもちろんある一方で、やはりどうしてもリアルなものをデジタル化する。つまり収集はあくまでもリアルなものをデジタル化する。一部写真がもう既にデジタル化されているものもあります、リアルなものがデジタル化されますので、メタデータをデジタルで持つべきだと思うんですが、どこまでをメタデータとして持つていって、リアルで持つものと原本で持つものと、その所在を現地で持つものと、あるいは先ほど来出ているクラウド上に載せるものというのを、やはりきっちりと基準ないしガイダンスをつくっていかれたほうが、よりよい意味でのアーカイブがなされるんじゃないかなと思いました。

すいません、長くなりまして。申しわけございません。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

【水谷委員】 震災とミュージアムについて、いろんな場でいろんな議論が展開されました。例えば慶應のあるチームは、「被災ミュージアムの支援と危機管理」というシンポジウムを開いています。そのときにたしか兵庫県立の博物館の女性が、あの震災のときにレスキューに赴いた、そのときに何をレスキューするのか、すなわち対象物の価値をどう考えるんだと。ミュージアムが救うものと、家にあつてミュージアムのコレクションになるような価値ではないけれども、その家庭にとっては非常に重要なものだと。今後、救う対

象物に対して学芸員なりキュレーターは、どういう価値判断をして、そしてミュージアムにコレクションとして入れるのかということ、非常に問い詰められた、問われたという体験を語ったんです。

おそらくは、東北の被災地の博物館の学芸員は、今後一切なくなったとき、新たなコレクションを構築していくときに、どうやってそのミュージアムに入れるものを価値づけして、コレクションを再構築していくのかというのが、非常に精神的にきついところにいるはずなんです。かつ、1つのミュージアムを新たにつくることはやっぱりできないという状況だと思います、財政的にも。そうするとLとかAとかKとかも含めて、先ほど言いましたけれども、新たに地域資料のコレクションの再構築に臨んでいかないといけないと思うんです。

そうすると、かなり今までとは違った地域資料の収集なり、コレクションの再構築に臨まないといけないという事態が進んでいると思います。ですので、今後のミュージアムあるいはライブラリ、アーカイブのあの地域における再興、あるいは復旧というのは、とても時間のかかるしんどい作業ではないかなと。

私は国立の美術館として東京にいるわけなんですけれども、やはり私たちも東京において、国立の美術館として美術をコレクションしていくことについても、震災の影響というのがあります。我々は国立美術館として何を、近代美術あるいは現代美術をミュージアムのコレクションとして残していくのかということと、被災地のミュージアムの再興というのは非常に密接につながっているという意味では、Mだけではないとは思いますが、地域資料にかかわるコレクションの再構築については、非常にナーバスというか、精神的にきつい状況にあるということは、ちょっとお伝えしておきたいなと思っています。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

時間が今ちょうど3時半で、終わりの時間になりました。ちょっと座長の勝手に、ほんの少しだけでもよろしければ、盛田委員あるいは小川委員から、出版サイドあるいは印刷サイド、そういったところからのお話をうかがいたいと思います。

【盛田委員】 私は個人的に、目録があまり整備されていないというのは結構ショックでして、どこに何があるかわからないという状態で、どうアーカイブしていくんだらうというのがありまして、例えば公共図書館さんのところからいろんな貴重な資料のデジタル化のお話があったりしますけれども、基本的にはそういうところって、目録がしっかり整備されているからこそデジタル化がされているので、逆に目録がちゃんと整備されていな

いのにということを見ると、普通に考えるとそういうMLAごとに目録が整備されていて、それがMLAで共通で統合化されて、その情報が共有化されると。

その中でどうデジタル化、アーカイブしていくかという話にしていけないと、ということを見ると、目録の整備を大至急するのが1つあるのかなというのを、ちょっと考えるというか、早くやらなければいけないのかと考えました。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

小川さん、いかがでしょうか。

【小川委員】 凸版印刷の小川です。

先ほどの丸山様の意見を受けて、やはり利活用を想定して、きちんとデジタルアーカイブを設計し始めなきゃいけないというのは、確かにごもつともで、私も同感なんですけれども、ただ悩ましいところは、膨大なデジタルアーカイブの対象物があって、利活用を想定して考えていると、もうすぐに始めなきゃならないことが始まらないようなところも、実際あると思うんです。ですから先ほど岡本様がおっしゃったとおり、できるものはどんどんやっていくべきだなという気がしてしまっていて、必要最小限のメタデータを付与して、そしてなおかつ簡単なガイドラインとか指針等を早急に決めて、できるものは随時即始めていけると、この膨大なデジタルアーカイブの対象物は、いつまでたってもなかなか消化できないのかなというのはちょっと感じました。

以上です。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

じゃ、時間がちょっと過ぎましたけれども、今日のところはここまでとさせていただきますと思います。

最後に、次回会合等について、事務局からのご連絡をお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 次回会合につきましては、追ってまた事務局よりご調整の上、連絡させていただきたいと思います。

なお、本日いただきましたご意見を踏まえまして、本研究会の報告書あるいは提言という形で、まとめる際に盛り込んでいければと考えております。

以上でございます。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

報告書とガイドライン、これからのこととして進んでいくということですね。それで、今日いろんなご意見をいただきました。とにかくスピードを持って、たくさんのをや

っていかないといけないですねということが、いろいろ出てきたと思います。今日は皆様方、お忙しい中、ご出席ありがとうございました。またいろんなご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは本日は閉会といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上